

平成 30 年度 第 2 回富山支部評議会の概要報告

開催日	平成 30 年 7 月 18 日（水）14：00～15：50
会場	協会けんぽ富山支部 会議室
議題	<p>(1) 平成 29 年度決算報告について</p> <p>(2) 平成 29 年度事業報告について</p> <p>(3) 平成 30 年度数値目標について</p> <p>(4) その他</p>
出席者	<p>評議員</p> <p>学識経験者：中村評議員（議長）、大井評議員</p> <p>事業主代表：串田評議員、廣瀬評議員、若林評議員</p> <p>被保険者代表：河口評議員、川津評議員</p>
報告概要 (主な意見等)	<p>事務局より各議題について資料により説明。主な意見等は下記のとおりです。</p> <p>議題 1. 平成 29 年度決算報告について</p> <p>資料 1-1 協会けんぽの平成 29 年度決算見込み（医療分）について</p> <p>資料 1-2 平成 29 年度全国健康保険協会（健康保険）決算報告書の概要</p> <p>資料 1-3 平成 29 年度協会けんぽの収支【暫定版】</p> <p>（議長） 決算報告書で保険給付費の決算額が予算額を下回っているのは、何か理由があるのか。</p> <p>（事務局） 予算作成時の医療給付費の伸び率の算出にあたって、高額薬剤の影響を受けた平成 27 年度の伸び率が含まれたために伸び率がやや上ぶれたことによるもの。</p> <p>（議長） 給付費は減っている。各支部努力をしていると思われるが、収支差は黒字が減ってきており、長期的に見るとかなり深刻に思われる。</p> <p>（事務局） 長期的に見て今後懸念されるのは高齢者医療への拠出金である。この負担が被用者保険の保険者に</p>

とっても重く、それを理由に健康保険組合の一部は解散している。

(議長)

拠出金が増えていく中で割り振りをどうするのかというのも大事な問題であるが、伸びを抑制することができないか協会けんぽとしても意見発信していくことが大事ではないか。

(事務局)

意見発信については協会けんぽだけでなく、健保連等とも合わせて国へ後期高齢者の窓口負担割合を見直すよう訴えている。

議題 2. 平成 29 年度事業報告について

資料 2 平成 29 年度富山支部事業報告書

参考資料 1 平成 29 年度富山支部事業結果

(議長)

被扶養者の特定保健指導の目標値が実情に見合わず高いのはなぜか。

(事務局)

26, 27 年度の被扶養者の特定保健指導の実施率が自宅訪問を積極的に行ったため増加傾向にあり、28 年度の目標値をさらに 1 割弱ほど上乘せして設定したが、支部としてより効率的である被保険者への指導に重点を置くよう方針を転換したため、目標を大きく下回る結果となった。

29 年度の目標を設定するにあたっては、本部の指示により前年度の目標値を下回らないように設定を行った。

被扶養者に対しては、今年度からショッピングセンター等で集団健診の際に初回面談を分割実施できるようにした。

(事業主代表)

外国人の被扶養者で日本に来て治療を受けて帰るという話を聞くが富山ではどうなっているのか。

(事務局)

被扶養者の中に外国人の方がどれくらいの割合でいるのかは把握できないが、外国にいる被扶養者の認定にあたっては、別途一般の方とは異なる添付書類・証拠書類をつけていただくことで認定を行っており、認定の段階で不正受給を防止する仕組みになっている。

日本の医療保険の制度上、被扶養者の住所地に関して制限はない。制度上の扶養関係が認められれば、被扶養者となり保険診療を受けることができる。

(事業主代表)

ジェネリック医薬品の使用割合が75%とあるが、具体的にどれくらい医療費削減効果があるのか。

(事務局)

ジェネリック医薬品は医療費を削減するには即効性がある。協会の取り組みとして、加入者へ軽減額通知の送付や、調剤薬局や医療機関向けにジェネリック医薬品の使用率を見える化して送付している。本部の試算で28年度の使用割合実績に基づく効果額は1800億円であり、仮に使用割合100%になればさらに1300億円の効果額となる。

(議長)

金額ベースでも把握されているので、それも見せていただくと参考になると思われる。新たにジェネリック医薬品が出ると同時に新たな薬もまた開発されていくので、使用割合を維持することも大変であるため、継続して取り組んでいただきたい。

(事務局)

子ども及び高齢者のジェネリック医薬品使用率が低く、働き世代は使用率が高い。もっと意見発信してかなければならない。

議題3. 平成30年度数値目標について

資料3 平成30年度富山支部数値目標

(被保険者代表)

柔整療養費照会率に関して、3部位以上かつ15回以上となっているが、2部位にすると照会件数は大きく変わるのか。

(事務局)

本部より、設定する目標が3部位かつ15回以上となっており、この倍の照会をすることが目標になっているが、富山支部としてはもっとハードルを下げしており、実際に対象としているのは3部位以上または10回以上または請求金額10,000円以上のものに照会をしている。2部位以上とした場合の件数のデータはないが、富山支部方式で照会をすると2部位でも金額10,000円以上ならば照会しているので、かなり網羅的になっていると思われる。

(被保険者代表)

サービススタンダードについて、不備返戻となった申請書は日数がリセットされるのか。

(事務局)

リセットされるのではなく返戻している期間は日数に含まれない。

(被保険者代表)

そうした不備の申請書の件数は多いのか。

(事務局)

ホームページに書き込み可能なPDF様式があり、入力漏れがあれば案内されるようになっている。様式統一化以前に比べれば減ってはいるが、お返りする申請書はまだ一定程度ある。

(被保険者代表)

返戻する申請書がまだある中で、今後の取り組みはどうしていくのか。

(事務局)

お電話で申請書の依頼があった方に、申請書を郵送することもできるが、ホームページをご利用いただくとより間違いなく申請書を作成することができる旨ご案内している。

(被保険者代表)

保険証の発行にあたっては、何日をみているのか。

(事務局)

保険証の交付に関しては、資格取得届を年金機構に提出していただき、年金機構で処理後、翌々日に協会から発送となる。協会の処理は一定のため年金機構の処理に左右される。年金機構で標準的な処理日数は決まっているらしいが、4、5月は書類が集中し処理が遅れるため、協会として年金機構に計画どおりの事務処理を要請していきたい。

(被保険者代表)

新入社員の保険証は割と早めに届いたが、同時期に出した扶養者の分は1か月ぐらいかかった。問い合わせたところ資格取得を優先して処理しているとのことだった。協会けんぽからも年金機構との協議をお願いしたい。

(被保険者代表)

遠隔面談とあるが保健師との面談はテレビ電話等でできないのか。

(事務局)

遠隔面談は、簡単に言うとテレビ電話の機能を利用し面談を行うもの。現在は試行の段階で、すべての事業所に案内するには至っていない。マンパワー、通信費の問題などまだ課題がある。運輸業において、あまり特定保健指導を受け入れてもらえず、メタボ該当者が多いという現状があるため、このような方法で先月から一社選定し試行を開始した。それであまくいけば広げていきたいと思っている。

(被保険者代表)

保健指導の案内をいただいても県外の事業所の社員だと実施が無理ということもあるので、ICT を利用しないと難しい。

(事務局)

現在は県外に事業所、支店、営業所があるかということを確認し、支部間で連携をとり、他支部の力を借りながら工夫を凝らしている。

議題4. その他

参考資料2 富山支部月報

質疑なし。

以上

特記事項

・傍聴者なし。

次回 平成30年10月に開催予定